

# 「ねんきん」について、疑問や

# 不安はありませんか？



①いつからもらえるの？

②請求手続はいつ頃するの？

③いくらもらえるの？

④支給日はいつ？



**在職中に年金が発生する場合**

- ① 年金の受給権が発生する方は、和歌山支部年金班から受給開始年齢の誕生日に所属所宛に年金請求に関する書類を送付します。
- ② 年金見込額は、公立学校共済組合本部（東京）より送付される「ねんきん定期便」で確認できます。
- ③ 標準報酬月額等と年金額との調整がありますので、ほとんどの方は、一部しか支給されません。

## ① いつからもらえるの？

生年月日により下記のような年金が受給できます。

生年月日	特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金(65歳～)
昭和28年4月2日 ～ 昭和30年4月1日	61歳～ 特別支給の老齢厚生年金 (特別支給の退職共済年金)	加給年金 年金払い退職給付 経過的職域加算額(旧3階部分) 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和30年4月2日 ～ 昭和32年4月1日	62歳～ 経過的職域加算額(旧3階部分) 特別支給の老齢厚生年金	加給年金 年金払い退職給付 経過的職域加算額(旧3階部分) 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和32年4月2日 ～ 昭和34年4月1日	63歳～ 経過的職域加算額(旧3階部分) 特別支給の老齢厚生年金	加給年金 年金払い退職給付 経過的職域加算額(旧3階部分) 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日	64歳～ 経過的職域加算額(旧3階部分) 特別支給の老齢厚生年金	加給年金 年金払い退職給付 経過的職域加算額(旧3階部分) 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)
昭和36年4月2日 ～	65歳～	加給年金 年金払い退職給付 経過的職域加算額(旧3階部分) 老齢厚生年金 老齢基礎年金(国民年金)

**Ⓐ 年金払い退職給付**  
平成27年10月1日から新たに創設された年金

**Ⓑ 経過的職域加算額**  
共済組合の加入から平成27年9月30日までの年金

**Ⓒ 老齢基礎年金**  
20歳～60歳までの公的年金加入期間に応じて年金額が決定

**Check!**  
加給年金は、厚生年金加入期間20年以上である方が、65歳に到達した時、その者によって生計を維持していた配偶者や子に対する年金です。  
支給要件の詳細は、次回お知らせします。

**特別支給の老齢厚生年金**  
年金は本来65歳から支給されるものです。ただし、65歳からの支給に関して経過措置があり、**昭和36年4月1日以前**の方は、生年月日に応じて受給開始年齢から「**特別支給の老齢厚生年金(経過的職域加算額含む)**」を受給できます。

**老齢基礎年金と老齢厚生年金**  
65歳になると、左記年金が「**老齢厚生年金**」となり、「年金払い退職給付」と「加給年金(該当者のみ)」が加算されます。  
また、日本年金機構から「**老齢基礎年金**」が支給されます。  
昭和36年4月2日以後の方は、65歳からの支給のみとなります。

**!** 60歳以降であれば、希望により年金を繰上げて請求することができますが、一度請求すると繰上げの取消しはできません。また、生涯にわたって減額される等の制約があります。

## ② 年金の請求手続はいつ頃するの？

年金受給権発生時の勤務状況等	再任用(フルタイム)等で現職中 または、退職後6ヶ月以内	民間会社に再就職	臨時的任用講師 (2月以上)	再就職しない
	現職中	退職後	一般厚生年金保険者	
年金請求書の送付	公立学校共済組合和歌山支部から送付	日本年金機構から送付	公立学校共済組合本部から送付	公立学校共済組合本部から送付
請求書提出先	受給権発生月に該当所属所へ	受給権発生月の前月に自宅へ	受給権発生月の2～3カ月前	受給権発生月の2～3カ月前
請求書提出先	公立学校共済組合和歌山支部に提出	公立学校共済組合または、日本年金機構各年金事務所に提出	公立学校共済組合または、日本年金機構各年金事務所に提出	公立学校共済組合または、日本年金機構各年金事務所に提出

**受給開始年齢**(受給権発生は、誕生日の前日)の**誕生日**に公立学校共済組合和歌山支部から所属所宛に年金請求に関する書類を送付します。  
提出は、**受給開始年齢の誕生日の翌月の10日頃**です。

たとえば、昭和31年8月10日生の方(62歳)  
平成30年8月下旬 所属所へ請求書を送付  
平成30年9月10日頃提出

**請求から決定** → 提出後約3か月後に年金が決定され、公立学校共済組合本部(東京)から年金証書が自宅に送付

## ③ 年金は、いくらもらえるの？

年金見込額は、「ねんきん定期便」で確認できます。「ねんきん定期便」は、毎年公立学校共済組合本部から誕生日の下旬に送付されます。ただし、年金制度に加入し収入等がある場合は、下記のとおり調整されます。

**年金支給停止額 計算方法(年額)**

65歳未満の方 ▶  $\{(標準報酬月額等 + 年金月額) - 28万円\} \times 1/2 \times 12$   
 65歳以上の方 ▶  $\{(標準報酬月額等 + 年金月額) - 46万円\} \times 1/2 \times 12$   
**標準報酬月額等** = その月の標準報酬月額 + その月以前の1年間の標準期末手当等の合計  $\times 1/12$



**【例】昭和31年8月10日生まれの方 62歳から受給される場合**

- ① 標準報酬月額 …………… 28万円
- ② 過去の1年間の期末手当等の合計(月額) …… 5万円(合計60万円)(平成29年12月と平成30年6月期末手当等)
- ③ 年金月額(調整対象年金月額) …………… 12万円(年額144万円) 経過的職域加算額は、在職中は全額停止(左頁⑧参照)

受給する年金のうち、特別支給の老齢厚生年金(老齢厚生年金)のみが調整対象となります。

$[(28万円 + 5万円 + 12万円) - 28万円] \times 1/2 \times 12 = 102万円$  停止額  
 年金支給額 = 144万円(年金額) - 102万円(支給停止額) = 42万円  
**年金支給額は、42万円なので月額3.5万円の支給となります。**

## ④ 年金の支給日はいつ？

2月・4月・6月・8月・10月そして12月の**定期支給期月の15日**にその支給期月の前月までの2か月分の年金を受給します。15日が土曜日であれば、14日に支給されます。(初回のみ、定期支給期月の支給に限りません)  
 上記の例の場合は、9月分から支給となり、初回支給日は、約3か月後となります。

ねんきんのことでも困ったらお電話を!

和歌山支部 年金班  
**☎073-441-3711**  
**☎073-423-6620**